

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 栃木県栃木市旭町2番24号
氏名 株式会社関東産業廃棄物処理公社
代表取締役 田村孝恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日

平成30年6月13日

許可の有効年月日

平成35年6月12日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）②
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）③廃アルカリ（水素
イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）④ばいじん（特定有害産業廃
棄物）⑤感染性産業廃棄物

以上5種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保
管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成25年6月13日

更新許可年月日 平成30年6月13日

NO COPY

再複写無効

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

①廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン又はその化合物、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上9項目

②廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン又はその化合物、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上9項目

③ばいじん（カドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上1項目

以上3種類



以下余白

NO COPY

再複写無効